

回 覧

水道メーターの取替について

各御家庭に設置してある水道メーターは、計量法の規定により8年毎に交換しなければなりません。そのため、8年を経過する水道メーターを設置されているお宅につきましては、取替作業を、下記の期間にて実施させていただきます。

取替作業中（30分程度）は一時的に水の使用が出来なくなります。御不便をおかけしますが、御理解と御協力をお願い申し上げます。

また、作業にあたっては、事前にお声掛けさせていただいたのち作業に入りますが、不在または住居以外（畑、小屋等）の場合には、水道を使用していないことを確認しながら作業をさせていただきます。

なお、取替は市が行うため、費用は一切かかりません。

記

- | | |
|--------|----------------------------------|
| 1 取替期間 | 令和7年7月中・下旬～令和8年2月28日 |
| 2 取替業者 | 市内業者
※業者は取替作業中、身分証を携帯しています。 |
| 3 お問合せ | あわらし上下水道課上水道グループ
(電話 73-8037) |

※ 有効期限が切れるメーターのみを取り替えますので、対象とならない御家庭もございます。